

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について（県立高校関係）

1. 概要

- 1月31日（日）、大分工業高校と情報科学高校において、生徒・教職員の新型コロナウイルスの感染が判明したことを受け、2月2日（火）の両校の推薦入試の会場を県教育センターに変更。
- 保健部局と相談の上、感染の拡大状況を把握し必要な検査や校内の消毒を行うとともに、特に大分工業高校については2月1日（月）から2月5日（金）までの間、臨時休業。
- 2月5日（金）までに、大分工業高校で計22名（教職員2名、生徒20名）の陽性を確認。
- 2月6日（土）、生徒及び教職員の必要な検査を全て終え、大分工業高校は2月8日（月）から通常どおり学校再開。

2. 県教育委員会の対応

- 県立高校における新型コロナウイルス感染者の発生が判明して以降、更なる感染拡大を防止するため、当初から保健部局と緊密に連携して対応。その際、教育庁内の関係課が相互に協力して対応。
- 県立高校における初めてのクラスターの発生という状況にあり、検査対象が広範囲であったことから、県教育庁から当該校に職員を派遣し、必要な対応をサポート。
- 県立学校全体に対して、県立学校の入学者選抜や各種式典行事を控える年度末・年度初めに向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策の徹底を改めて通知。

報道発表資料

県立学校における新型コロナウイルス集団感染（クラスター）の発生について

令和3年2月4日
大分県教育庁高校教育課

本日、大分市保健所から、大分県立大分工業高等学校における新型コロナウイルスの集団感染（クラスター）と判断されました。

これまで学校では、新型コロナウイルスの感染防止に努めてきましたが、今回、県立学校において、クラスターの発生に至ったことは誠に残念であります。

今、生徒は、新年度からの就職・進学・進級等に向け、大変大事な時期を迎えており、改めて、全学校において感染拡大防止を徹底してまいります。

多くの方々に、ご心配、ご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスは、誰もが感染し、誰もが気づかないうちに他に感染させる可能性があるものであり、感染した方やその家族等を責めることは決してあってはなりません。

皆様には、生徒をはじめ学校関係者に対して、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などを行わないよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 感染確認の状況（2月3日までの検査結果）

教職員 2名

生徒 17名

※これまで校外での活動を通して感染したと考えられる感染者が多く、クラス内で感染したと考えられる生徒は1名でしたが、本日、クラス内で感染したと考えられる生徒4名を新たに確認したことから、クラスターと判断されたもの。

2 検査の実施

濃厚接触者の検査に加え、教職員及び全日制課程の生徒合わせて約330名の検体を本日、採取中。

3 学校における対応

(1) 臨時休業の期間

2月1日（月）～2月5日（金）

※以降については、今後の検査状況により判断。

(2) 校内の消毒

昨日までに、専門業者による消毒作業が完了。

4 その他

学校への取材・問合せについてはお控えいただきますよう、お願いします。

【問合せ先】

大分県教育庁高校教育課

課長 三浦 ・ 参事 阿部 TEL：097-506-5623

報道発表資料

大分県立大分工業高校の学校再開について

令和3年2月6日
大分県教育庁高校教育課

新型コロナウイルスの感染確認に伴い、臨時休業としておりました大分工業高校については、昨日までに、生徒及び教職員の検査を終え、感染者及び濃厚接触者の特定が終了いたしました。

これにより、学校における感染拡大の可能性がなくなったことから、2月8日(月)から学校を再開しますので、お知らせします。

なお、学校への取材・問合せについては、お控えいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

大分県教育庁高校教育課

課長 三浦 ・ 参事 阿部

TEL : 097-506-5623

県立学校の幼児児童生徒(以下、生徒)・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

R2.12 一部訂正版

生徒又は職員自身、もしくは同居家族が以下に該当する者
 ①陽性患者の濃厚接触者として保健所から連絡を受けた
 ②PCR検査を受けることになった

県立学校

高校教育課・特別支援教育課

教育改革・企画課 福利課
 教育人事課 体育保健課

※「新型コロナウイルス関連 所属長聴取表」により報告。学校長は、該当者に自宅待機を命ずる(濃厚接触者に2週間。医師や保健所の指示があればそれに従う)
 (生徒:出席停止。教職員:特別休暇。教職員の同居家族の場合、在宅勤務または特別休暇)

感染者発生

感染症対策課

教育改革・企画課

高校教育課・特別支援教育課

本庁関係各課

該当の県立学校

◆発生した県立学校の対応

○臨時休業の決定

- ・学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、県教育委員会が保健所の調査等を踏まえて検討し判断。
- * 保健所の見解が出されるまでに時間を要する場合、生徒は自宅待機とし、教職員は必要最低限の出勤とする。
- * 放課後等デイサービスを利用する生徒の場合、利用事業所及び利用状況を把握する。

○全教職員への情報共有

- ・関係職員(管理職、学科、学年主任、学級担任、部活動顧問等)以外は基本自宅待機。出勤は関係職員で対応。* 関係職員は当該生徒又は教職員の行動歴等の確認を行う。

○生徒下校指示

- ・感染者が発生したことのみを知らせ、詳細は後ほど学校から連絡があることを伝える。

○家庭へ連絡

- ・連絡のタイミング、内容は県教委から指示あり。

○当該生徒・職員の出席(出勤)状況については情報収集・整理

- ・必要となる情報については聴取表を使用し、その情報を高校教育課または特別支援教育課へ報告→必要に応じ保健所へ情報提供を

○濃厚接触者・経過観察者の健康状態について報告 * 濃厚接触者・経過観察者については保健所が判断

- ・濃厚接触者・経過観察者と特定された者について、保健所の指示により健康状態を報告(感染者が最後に登校した日から2週間)

【消毒について】

- 体育保健課が管轄の保健所と消毒について協議し、学校へ連絡する。

【県教委との連携(生徒の場合)】

- 県教委職員がリエゾンとして出向き、連絡・調整を行う。→ 高校教育課・特別支援教育課

- * 特別支援学校については、保護者への連絡が当日中にすべて終わらなかった場合、翌日スクールバスは出さず、教員がバス停に出向き対応する。

- 健康・学校環境衛生等に関すること → 体育保健課 ○いじめ対応に関すること → 学校安全・安心支援課 ○偏見や差別に関すること → 人権教育・部落差別解消推進課

- * 当該生徒又は教職員の学校復帰の基準は、医師の判断による。校長は、当該生徒又は教職員に対し、学校復帰の判断を受けた旨を当該校へ連絡をするよう指示する。